

2024 年度

豊岡市地域密着型サービス事業者募集要項

(小規模多機能型居宅介護事業所整備関係)

2024 年 7 月

豊岡市健康福祉部高年介護課

1 公募の趣旨

豊岡市（以下「市」という。）では、豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）に基づき、介護保険事業の基盤整備を進めています。

本公募は、本計画期間中に必要なサービス量を確保するとともに良質なサービスを提供できる事業者を公平かつ公正に選定するため、地域密着型サービス事業所（以下「事業所等」という。）を整備し指定地域密着型サービス事業者の指定を受ける事業者（以下「指定候補事業者」という。）を募集するものです。

2 公募する地域密着型サービス事業所の事業種別、圏域及び事業所数

事業種別	小規模多機能型居宅介護（サテライト型含む） （1事業所あたり登録定員29名（サテライト型は18名））
圏域及び事業所数	市内全域（1事業所）、城崎もしくは竹野圏域（1事業所） 合計2事業所

3 応募資格及び要件

今回の公募に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 「豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例」（平成24年豊岡市条例第59号）で定める者であること（ただし、法人については開設時において確実に設立されることが見込まれる場合を含みます。）。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当する者でないこと。
- (3) 豊岡市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当する者でないこと。
- (4) 2027年3月31日までに指定を受けることができる者であること。
- (5) 後述する6応募手続(3)で指定する書類を準備できる者であること。

4 事業所等整備・開設準備に対する補助

- (1) 補助金の活用を希望する指定候補事業者には、豊岡市地域介護拠点整備費補助金（兵庫県地域介護拠点整備補助金を100%財源とする補助金。以下「本補助金」という。）により事業所等整備及び開設準備に要する費用の補助を行う予定です。
- (2) 本公募に係る指定候補事業者に選定されたことをもって、本補助金の交付が約束されるものではありません。また、本補助金交付を受け事業所等を整備した後に、本公募に係るサービスの事業者指定を受けることができなかつた場合には、補助金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

(3) 本補助金を受けて事業所等の整備を行う指定候補事業者は、次に掲げる条件に従ってください。次の条件に反した場合には、本補助金の一部又は全部の交付ができないか、既に支払っている場合は補助金の返還をしていただくことがあります。

ア 本補助金の交付決定を受けてから事業所等の整備に着手（入札の執行）すること（土地の購入や補助対象経費として算入しない場合の設計は、交付決定前に可能です。）。

イ 事業所等整備を行うために締結する契約は、指名競争入札に付する等市が行う契約手続きの取扱いに準拠すること（具体的内容は、指定候補事業者として選定された後に通知します。）。

ウ 本補助金を受けて整備した事業所その他の財産で 50 万円以上のものを処分（転用、譲渡、交換、貸付、取壊及び廃棄をいう。）するときは、市及び兵庫県の承認を受けること。また、当該整備事業所等は、少なくとも 10 年以上本公募に係るサービスのために使用するとともに、その後においても厚生労働省老健局の定める「老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」の別表に掲げる事業のために使用すること（譲渡、貸付等の相手先においても同様）。

(4) 補助対象者は、事業所整備後に事業を運営する者(指定候補事業者)になります。事業を行う建物が指定候補事業者の所有でない場合は、補助対象としません（国が定める補助対象財産の処分制限期間耐用可能な既存建物を指定候補事業者が購入する場合の購入費は補助対象とします。）。

(5) 現在の補助金の概要は次のとおりです。

区分	補助限度額	補助対象経費
事業所等整備補助金	36,600 千円	ア 事業所等の整備に必要な工事費又は工事請負費（同等と認められる委託費、分担金及び購入費等を含む。） イ 工事事務費（設計監督料等工事施工に直接必要な事務に要する費用であって、その内工事費又は工事請負費の 2.6%以内の額）
開設準備補助金	小規模多機能型居宅介護 8,226 千円 宿泊定員（9人）×914 千円 サテライト型 5,484 千円 宿泊定員（6人）×914 千円	ア 事業所の開設前の 6 箇月間に必要な次の経費 イ 看護及び介護職員を訓練等のために雇用する経費 ウ 開設のための普及啓発経費 エ 職員募集に要する経費 オ 開設に当たっての周知及び広報に要する経費 カ 開設時に必要となる備品等に係る経費（整備補助の対象とした経費を除く。） キ その他開設の準備に必要な経費

- ※ 表に記載の補助額は、上限額です。補助対象経費の額が補助限度額を下回る場合は、当該補助対象経費の額から千円未満を切り捨てた額が実際の補助額となります。
- ※ 土地の購入費や敷地の造成工事費等は補助対象となりません。
- ※ 他の事業所等と併設又は一体的に整備を行う場合は、本公募対象事業所部分に係る整備費のみが補助対象となります（各整備費が明確に区分できない場合は、面積等により按分してください。）。
- ※ 本補助金活用希望の指定候補事業者には、選定後に補助金についての詳細を案内します。

5 指定候補事業者選定手続

(1) 選定方法

ア 応募者が2者以下であった場合（圏域が重複する場合を除く。）は書類審査を行い、適切と認められるときは、当該応募者を指定候補事業者として選定します。ただし、応募書類の内容から事業所等整備及び事業運営が適切に行うことができないと判断され、内容の補正が困難である場合は、指定候補事業者として選定しません。

イ 応募者が3者以上あった場合（応募者が2者で圏域が重複する場合を含む。）は、市職員及び外部委員で構成する選定審査会で審査を行い、その意見を踏まえて、市長が指定候補事業者を決定します。

(2) 審査の方法

選定審査会での審査は、提出書類及びプレゼンテーションにより行います。また、必要があれば現地調査等を行う場合があります。

(3) 審査の視点

選定審査会は、主として次に掲げる項目を総合的に審査します（実際の審査の際は、更に詳細な審査票を用います。）。

ア 事業所整備・運営の趣旨及びサービス内容

イ 事業運営能力

ウ 応募者の安定性及び適確性

エ 事業所整備予定地の立地（既存のサービス基盤の整備状況等を考慮）及び地域との関係

オ 事業所整備・運営計画の確実性（人員確保の方法・見込み等）

カ 事業所設備等

キ 収益事業以外での地域及び行政施策等への貢献（特に地域支援事業の支え合いサービス事業の実施又は連携）

ク 事業運営に対する意欲・熱意

ケ 事業所整備、事業運営にあたっての環境への配慮

コ その他補助事業者として考慮すべき事項（併設事業等）

(4) 審査・選定期間

ア 応募者が2者以下の場合（圏域が重複する場合を除く。）は、応募受付締切後速やかに書類審査を行い、指定候補事業者を決定します。

イ 応募者が3者以上の場合（応募者が2者で圏域が重複する場合を含む。）の選定審査会は、2024年9月上旬から中旬に開催し、審査後速やかに指定候補事業者を選定する予定としています。

(5) 選定結果の通知・公表

選定結果について、速やかに全ての応募者にその結果を通知します。

同時に、選定した指定候補事業者の事業計画の概要を市のホームページに掲載します。

(6) 選定の辞退・取消し

ア 指定候補事業者は、事業所等整備、事業者指定を受けることその他応募の要件を満たすことが困難となった場合は、任意の様式により、速やかに市に選定の辞退を申し出てください。

イ 指定候補事業者の選定後に当該指定候補事業者から辞退の申出があった場合又は当該指定候補事業者に重大な問題が発生し、市が選定を取り消した場合は、次点の応募者を繰り上げて指定候補事業者とします。

6 応募手続

本公募に応募しようとする者は、次のとおり応募書類を提出してください。

(1) 受付期間

2024年7月1日（月）から8月16日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除き、時間は8時30分から17時までとします。

(2) 提出方法

次の提出先まで持参してください（郵送等による提出は、受け付けません。）。

豊岡市立野町12番12号 豊岡市役所立野庁舎2階

豊岡市健康福祉部高年介護課高齢者福祉係

(3) 応募書類・作成方法等

書類内容	作成方法等	様式
ア 公募申込書	(ア) 空欄に必要事項を記入ください。 (イ) 選択式の欄は、該当するものを○で囲んでください。	様式第 1 号
イ 事業計画書	(ア) 空欄に必要事項を記入ください。 (イ) 選択式の欄は、該当するものの□に☑を入れてください。 (ウ) 人員、設備、サービス内容（料金等含む。）等について、選定後において、利用者にとって悪化する内容に変更された場合は、選定を取り消すことがありますので記載内容は十分精査してください。	様式第 2 号
ウ 事業実績書	(ア) 所定の様式に記入してください。 (イ) 介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業のみを記入してください。 (ウ) 実施事業が 10 を超える場合は、今回応募する同種事業、豊岡市に近い場所で実施している事業を優先し、上位 10 事業を記載してください。	様式第 3 号
エ 応募者概要	(ア) 応募者の事業概要を紹介したパンフレット、総会資料その他応募者の概要が分かるもの。既存の資料がない場合は、応募者の概要を紹介する資料を作成してください。	任意様式
オ 応募者の代表者経歴書・研修修了書の写し	(ア) 所定の様式に記入してください。 (イ) 基準省令に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の要件を満たす者（予定を含む。）について記入してください。 (ウ) 基準省令に基づく厚生労働大臣が定める研修（みなされる研修等を含む。）を未修了の者については、経歴書に修了予定と記載してください。	様式第 4 号
カ 応募者の資産等財務状況が確認できる書類	(ア) 既設法人にあつては、過去 2 年間の決算書類（貸借対照表、収支計算書、損益計算書、財産目録等）。 (イ) 法人新設予定の場合で、母体となる法人、団体等がある場合は、当該母体	任意様式

	の決算書類を提出してください。母体となる法人、団体等がない場合は、資本金（基本金）他資産の種目、額及び調達方法の予定について記載した資料を作成してください。	
キ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	(ア) 法人新設予定の場合で、母体となる法人・団体等がある場合は、当該母体の登記事項証明書を提出してください。母体となる法人、団体等がない場合は、提出不要です。	所定のもの
ク 事業所整備予定地の位置図、写真（周辺含む）、敷地内の建物配置図及び平面図	(ア) 位置図（地図）は、行政区（自治会）内におけるおおよその場所が判別できる程度の縮尺のものとしてください。 (イ) 写真の枚数は任意です。 (ウ) 平面図には、各室の（内法）面積を表示してください。	任意様式
ケ 事業所整備予定地、建物の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び当該確保状況（見込）が確認できる書類	(ア) 応募者の自己所有の場合（法人新設予定の場合の代表者所有を含む。）は、登記事項証明書のみ提出で結構です。 (イ) 貸借契約済みの場合は、契約書の写し。 (ウ) 事業者選定後に取得又は賃貸借を予定している場合には、現所有者からその旨の確約書を取得してください。	所定のもの 任意様式
コ 役員名簿兼誓約書	(ア) 所定の様式に記入してください。 (イ) 法人新設予定の場合は、代表者及び役員就任予定者について記入してください。	様式第5号

※ 基準省令とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号）を言います。

(4) 作成要領

- ア 図面以外のものは、極力A4判で作成してください。
- イ 書類内容の番号順に綴じ、番号毎に仕切り紙を入れインデックスを付けてください。
- ウ 公的機関発行の書類は、発行日から3箇月以内のものとし、全て原本を提出してください。また、決算書類には、原本証明を行ってください。
- エ 提出部数は、各書類正本1部、副本1部（複写可）とします。

(5) 留意事項

- ア 提出後の書類の修正は認めませんので、記入内容を十分精査のうえ提出してください。また、指定候補事業者として選定された後に提出書類の主

要部分に変更又は虚偽の内容が判明した場合は、選定を取り消し、指定をしないことがあります。

イ 提出のあった事業計画等のうち個人情報に関係ない部分については、選定時にホームページ等で公表することがあります。また、指定にあたっての条件として付す場合がありますので実施可能な計画となるよう十分検討のうえ提出してください。

ウ 図面その他提出書類の作成に係る費用は応募者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

エ 市が必要と判断した場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

オ 市は、指定候補事業者として選定しなかった場合（指定を行わない場合も含む。）でも、応募者が今回の応募に係る事業の準備のために要した経費について一切補償を行いませんので、了知のうえ可能な範囲で準備を行ってください。

7 質問の受付・回答

応募等に関して質問事項がある場合には、次の方法で受け付けます。

(1) 受付期間

2024年7月1日（月）から7月24日（水）までの間の8時30分から17時までとします。ただし、他の応募者に周知する必要がなく、応募受付期間内に回答が可能な軽易な質問については、応募受付期間終了まで随時受け付けます。質問受付期間終了後に他の応募者にも周知する必要があると市が判断した質問には、回答しません。）。

(2) 質問の内容

いただいた質問には、事業計画（図面、設備状況等を含む。）の内容等について個別の指定基準への適合状況など選定審査の評価に影響する質問には、回答できませんので「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」及び関係通知等を熟読ください（一般的な基準内容については、質問に応じます。）。

(3) 質問の方法

ア 原則として文書（持参、郵送、FAX、電子メール等）で行うものとします。ただし、市が軽易な内容と判断した質問には、電話でも対応します。また、持参以外の方法で質問した場合には、その旨必ず電話で連絡してください。

イ 質問文書の書式は自由とします。

(4) 回答予定日・方法

回答は、2024年7月31日（水）に市のホームページに掲載しますのでご確認ください。ただし、市が急を要すると判断した質問には、随時回答します。（豊岡市のホームページアドレス <http://www.city.toyooka.lg.jp>）

なおホームページの閲覧が困難な場合はお知らせください。他の方法で回答内容をお知らせします。

8 公募・選定・整備等に係るスケジュール

時 期	内 容
2024年7月1日（月）	公募（応募受付）開始
2024年7月24日（水）	質問受付締切
2024年7月31日（水）	質問への回答（ホームページ掲載）
2024年8月16日（金）	公募終了（応募受付締切）
2024年9月上旬～中旬	選定審査会開催 指定候補事業者決定
2024年10月～	（補助金活用の場合）補助金交付申請→交付決定
	整備に係る入札→契約→着工
	事業所等整備工事、事業準備（人員確保等）

※ 上記のスケジュールは、現時点での予定であり今後変更される場合がありますのでご了承ください。

9 問い合わせ先

豊岡市健康福祉部高年介護課高齢者福祉係

電 話 0796-24-2401

F A X 0796-29-3144

電子メールアドレス kounenkaigo@city.toyooka.lg.jp